

## 海外視察調査について

スウェーデンを主に事例として

筑波大学 江口勇治

### 1. スウェーデンの学校教育と社会系教科について

\* 磯山恭子氏の「スウェーデンの社会系教科における法の教育の特色」

(「世界の法教育」現代人文社)をあわせて参照のこと。

- ・ 教育科学省は議会の決定に基づいて教育全体とくに予算等の在り方に関わり、ナショナルカリキュラム(国の統一的なカリキュラム基準)は学校庁が担当。
- ・ 教育の自由化や分権化も強いが、学校庁は学校監督をすることでカリキュラムの水準の維持を図っている。なお基本的には日本の学校制度に近いとみられる。
- ・ 法や司法の教育については、小・中・高校にあたる段階に設定されている社会科による民主主義の教育の一環に位置づけられるいわゆる法教育と、高校の経済にみられるいわゆる法律の教育がタイプとして存在し、それぞれ大枠を規定している。
- ・ 日本より社会科ないし社会参加を通じての教育の学習機会は多く、「民主主義」として法や司法が必要な道具であるという認識があると思われる。

### 2. 中学校教師との懇談から描かれる法教育の実際について

- ・ 日本の中学 1 年にあたる第 7 学年に主に法や司法の教育があること。
- ・ 授業の先生のとっているスタイル
  - (1) どういう場面で法律に出会ってきたか、具体的に生徒の立場から聞く。
  - (2) たとえば万引き、自転車窃盗などの法律違反のことなどについて。
  - (3) たとえば自転車窃盗を事例に、法制度や法手続、諸機関などの説明。
  - (4) それぞれの法律関係者(たとえば警察官)の仕事や役割の説明。
  - (5) どのような法手続になるのか模擬法廷...ロールプレイで学習。
  - (6) 裁判所傍聴によっていろいろな意見を調査。自分の見解を持つ。
  - (7) 判決や罰則などを考えたり、死刑制度の可否などを討論する。
  - (8) どうして人は法を犯すのかなどをいろいろなデータ等を使い話し合う。
  - (9) 「社会の中で何をしてよいか」「何をしてはいけないか」を考える。これを各人が考えることが原則である。
- ・ 先述したように民主主義という概念が基本にあり、生徒と先生がともに考えるスタイルになっている。なお教師の裁量権は多く、教科書等も使い分けることが可能。

- ・小学校でも権利や民主主義の原則の学習が設定されている。
- ・「あなた自身の社会」のスタイルは一般的に実施されていると思われる。

### 3. 法律の学習に特化した高等学校も生まれつつあるとのこと

\* 別紙資料参照。

- ・この高等学校はいわゆるエリート校に近く、問答形式を見学。
- ・高等学校の選択の幅が大きいことがこのようなカリキュラムを可能にしている。
- ・経済活動やヨーロッパとの関係で、経済法がしっかり学習されていると思われる。
- ・かなり分厚い法令集等を利用して法学入門に近いカリキュラムを実施。

### 4. 教科書に描かれた法や司法の教育について

\* 回覧資料の教科書、とくに自然の文化社を参考のこと。

- ・項目として以下のようなものがある。
  - (1) ルールについて。小さな罪を犯し始めるこの時期にルールについて考える。
  - (2) 2人の男子による法律違反の事例に全体像を学習。
  - (3) 刑法の条文の一部の理解。
  - (4) 訴えられる罪とそうでないもの、矯正などの学習。
  - (5) 裁判所のシステムの学習。
  - (6) そのほかいじめや暴力についての学習の箇所もある。
  - (7) 小学校については学級会、学校会などの場で民主主義を考えることにより法や司法、権利などを考えさせている。

### 5. 教員養成について

- ・基本的には法律の必修単位はなくなったため、教師は自分で研修会などを利用して知見を高めていると思われる。
- ・教育方法について充実した指導がなされており、教師の専門性は高いのでは。
- ・教員養成では政治学の中で刑法や民法を学習しているとのこと。